

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第21号

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(社会保険各法)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第3項第1号</u>に規定する規則に定める法令とは、次の各号に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による子ども医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の<u>交付の申請をする条例第2条第4項に規定する保護者（条例第2条第5項に規定する高校生等の保護者を除く。以下第3項、第4項及び第3条の2第2項において「保護者」という。）は、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法</p>	<p>(社会保険各法)</p> <p>第2条 条例第3条第1項に規定する規則に定める法令とは、次の各号に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による子ども医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の<u>交付を受けようとする受給資格者（条例第3条第2項第3号に規定する15歳以上の子ども又はその保護者を除く。）は、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法</p>

(前条に規定する法令をいう。以下同じ。) による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が条例第3条に規定する医療に要する費用の助成の要件（以下「助成の要件」という。）に該当する保護者であると認めるときは、同申請をした者に受給者証を交付するものとする。

4 受給者証の有効期間は、助成の要件に該当する保護者であると市長が認めた者が助成の要件に該当となった日からその者が助成の要件に該当しなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。

（受給者証の更新申請等）

第3条の2 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届に前条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、有効期限の後も引き続き助成の要件に該当する保護者であることを公簿等によって確認できるときは、同項の規定による子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届の提出を省略させることができる。

3 第1項に規定する申請には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第4項中「その者が助成の要件に該当となった日」とあるのは「前回の有効期限の翌日」

による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。

4 受給者証の有効期間は、その者が受給資格者となった日からその者が受給資格者でなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。

（受給者証の更新申請等）

第3条の2 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届に前条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、有効期限の後も引き続き受給資格者であることを公簿等によって確認できるときは、同項の規定による子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届の提出を省略させることができる。

3 第1項に規定する申請には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第4項中「その者が受給資格者となった日」とあるのは「前回の有効期限の翌日」と読み

と読み替える。

4 <省略>

(子ども医療費の助成申請)

第6条の2 条例第7条第2項又は第3項の規定により子ども医療費の助成を受けようとする条例第2条第4項に規定する保護者又は条例第2条第6項に規定する特定対象者は、子ども医療費助成申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 <省略>

(助成の要件に該当しないときの届出)

第8条 受給者は、助成の要件に該当しなくなったとき(子どもが条例第2条第1項第2号に該当しなくなったときを除く。)は、速やかに、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(氏名変更等の届出)

第9条 条例第8条第1項の規則に定める事項は、次のとおりとする。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者である子どもにあつては、被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号

(6) <省略>

(7) <省略>

2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更があつたときは、速やかに、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

替える。

4 <省略>

(子ども医療費の助成申請)

第6条の2 条例第7条第2項又は第3項の規定により子ども医療費の助成を受けようとする受給資格者又は受給者は、子ども医療費助成申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 <省略>

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第3条第1項に規定する受給資格者に該当しなくなったとき(子どもが条例第2条第1項第2号に該当しなくなったときを除く。)は、速やかに、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(氏名変更等の届出)

第9条 条例第8条第1項の規則に定める事項は、次のとおりとする。

(1)から(4)まで <省略>

(5) <省略>


(6) <省略>

2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更があつたときは、速やかに、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

第2号様式中「第3条」の次に「、第3条の2」を加え、「第10条関係」を「第9条関係」に、「子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届」を「子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届」に、「受給資格者」を「受給者」に、「受給資格等の」を「受給者の」に改める。

第3号様式中「受給資格者」を「受給者」に改める。

第4号様式中「受給資格者」を「受給者等」に改め、「印」を削り、「受給者でない場合」を「受給者等でない場合」に、「（受給者）」を「（受給者等）」に改める。

第5号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に、「受給者」を「受給者等」に改め、「」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。